

答 申 第 3 3 号
平成17年 3 月 1 日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第 1 項の規定による諮問について（答申）

平成16年 6 月30日付け青公委第52号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

青森県警察本部警務部総務課職員の県費旅行命令簿に係る一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった一部開示決定処分において不開示とされた部分のうち、審査請求人が開示すべきであるとする部分について、開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成16年3月8日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「青森県警察本部警務部総務課職員の県費旅行命令簿。ただし赴任旅費を除く。（平成13年4月1日から平成16年2月29日までに旅行した分）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「平成13年4月1日から平成16年2月29日までに県費負担により旅行した青森県警察本部警務部総務課職員の旅行命令簿」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年3月30日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成16年5月17日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした部分について開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書等によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 県警警務部総務課の所管する業務は、主に公安委員会の事務に関することや本部長の秘書に関すること、県議会との連絡調整などとなっている。これらは、県警内部の仕事であり、治安警備に直結するものではない。

よって、警務部総務課は、「条例第7条第5号」に該当するような業務を担当しておらず、旅行命令簿に同号に該当する情報が記載されているとは思われない。

事実、開示された文書のうち大部分については、「用務」「旅費額計算欄」が開示されている。にもかかわらず、一部の文書では、「用務」「旅費額計算欄」が不開示とされ黒塗りとなっているのは、納得できるものではない。

- (2) 警察が管理する文書について、裁判所で開示を求める判決が出ており、不開示とすることは時代に逆行するものと思われる。

- (3) 諮問実施機関が提出した理由説明書には、「管理部門の警察職員であっても、凶悪な重要犯罪の捜査や大規模な治安警備実施に従事することは日常的に行われており」と記載されている。しかし、開示された全文書を見ても、どの旅行がこれに該当し、どの旅行が該当しないのかさえも、閲覧者は判断できない。にもかかわらず、「用務」のみならず、「旅費額計算欄」まで、同様の理由で不開示とするのは合理的な理由を欠く。

- (4) 本件処分において、条例第7条第5号該当に加え、条例第7条第3号該当を理由として開示しないこととされた部分については、開示を求めない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

本件処分の理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

1 本件行政文書の法的根拠等

「職員等の旅費に関する条例」（昭和27年9月青森県条例第45号）は、公務のために旅行する職員等に支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的としており、県警察職員等の旅費の取扱いについては、同条例を受けて「青森県警察職員等旅費取扱規程」（昭和61年3月本部訓令第7号）により必要な事項を定めているものであり、同規程第6条（旅行命令簿等の記載事項及び様式）に「旅行命令・依頼簿」及び「旅行命令・依頼簿（公用車による旅行等用）」が規定されている。

旅行命令権者が職員の旅行命令を決定した場合、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示しなければならないとされていることから、この決定を受けて前記旅費取扱規程で定められた「旅行命令・依頼簿」又は「旅行命令・依頼簿（公用車による旅行等用）」が速やかに作成されることとなる。

2 本件開示請求に対する一部開示決定

本件行政文書には、旅行命令の個別の執行に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていること、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、治安警備における情報等を公にすることにより、これに応じた対応措置を講じられるなど、今後の警察活動に支障を生じるなどのおそれがあることから、条例第7条第3号及び第5号に該当する部分が認められたため、実施機関においては、本件行政文書の一部を開示する旨の決定を行った。

3 一部開示決定をした具体的理由（治安警備に係る情報について）

(1) 治安警備は、国の公安又は利益に係る犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察法第2条第1項に規定する「個人の生命、身体及び財産の保護」並びに「公共安全と秩序の維持」を目的として行われるもので、部隊の運用を伴う一連の総合的な警察活動のことである。

(2) 治安警備は、対象勢力からの攻撃を防ぐために行うものであり、諸情勢や治安警備実施先の態様、規模等に応じて、警察本部長の指揮により警備態勢を確立している。

このため、治安警備に従事する警察職員数等を推測することにつながる情報を公にした場合、対象勢力が治安警備の態様、規模等に応じた警備態勢を推測することが可能となり、当該警察の対処能力に応じた措置を講じられることとなる。さらに、警備態勢構築に向けた時期に関する情報についても、公にした場合には対象勢力が警備体

制の整っていない時期にテロ等の犯罪行為、あるいはそれに向けた準備行為等を行うおそれがあり、治安警備に重大な支障を及ぼす結果となる。

また、警備態勢そのものに関する情報及び警備態勢構築時期に関する情報は、当該治安警備が終了した後であっても、対象勢力が過去の実例等を繰り返し開示請求するなどして集積した資料を研究、分析することにより、将来における治安警備の態勢、態勢構築時期等を容易に推測することが可能となることから、用務欄、旅行期間、用務地等は条例第7条第5号（公共安全等情報）に該当するものである。

(3) 青森県警察組織規則により各所属の所掌事務が規定されているが、警察においては管理部門の警察職員であっても、凶悪な重要犯罪の捜査や大規模な治安警備実施に従事することは日常的に行われており、警察職員の総合的かつ弾力的な運用を図っていることから、必ずしもそれぞれの所掌事務に関する業務のみを行っているものではない。

(4) 「用務欄」だけでなく、「旅費額計算欄」も不開示としている理由は、(2)のとおり、治安警備の態様、規模等を推測することが可能となる部分を不開示としているものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものである（第1条）が、「原則開示」を理念とする条例においても、条例第7条各号において不開示情報が定められており、公共安全と秩序を維持すること等との調和を図る必要がある。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示とし、審査請求人が開示すべきであるとする情報が条例第7条各号に該当するか否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、青森県警察本部警務部総務課（以下「総務課」という。）に所属する職員の平成13年4月1日から平成16年2月29日までの県費負担による旅行に係る「旅行命令・依頼簿」及び「旅行命令・依頼簿（公用車による旅行等用）（甲）」である。

これらのうち、実施機関が開示し審査請求人が開示すべきであるとする部分（以下「本件情報」という。）は、それぞれ、次のとおりであると認められる。

(1) 「旅行命令・依頼簿」について、次の各欄の一部

用務、旅行期間、用務地（経由地）、備考、「（旅費額計算欄）」（月日、出発地、経由地、到着地、鉄道賃（路程、運賃（C）、急行料金（D））、車賃（定額（E）、実費額（F））、その他（G）、摘要、日当（A）、宿泊料（B））

(2) 「旅行命令・依頼簿（公用車による旅行等用）（甲）」について、次の各欄の一部

用務、用務地、公用車の使用、路程又は所要時間、備考

3 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、本件情報が治安警備における情報等であり、これを公にすることにより今後の警察活動に支障を生じるなどのおそれがあるとして、本件情報を条例第7条第5号に該当するとして不開示とし、諮問実施機関もこれを維持していると認められるので、以下、本件情報の条例第7条第5号該当性について検討する。

(1) 総務課の所掌事務等について

本件行政文書は、青森県警察の組織のうち、総務課という特定の組織に所属する職員に係る行政文書であるところ、青森県警察本部の組織に関して定める青森県警察本部組織条例（平成6年10月青森県条例第41号）では、「警備実施に関すること」等警備に係る事務が青森県警察本部警備部（以下「警備部」という。）の所掌事務とされており、また、青森県警察の内部組織を定める青森県警察組織規則（昭和36年11月青森県公安委員会規則第15号）では、「治安警備に関すること」は、警備部に置かれる警備第二課がつかさどる事務とされており、総務課の所掌事務として具体的に定められているものではない。

これらのことから、警備に係る事務は、警備部がその本務として行うものであって、総務課が本務として行うものではないことが認められる。

また、本件行政文書の範囲内において総務課の職員が従事する治安警備（以下「本件治安警備」という。）については、その従事する用務及び従事する人数に照らすと、総務課が主体となって行うものとは認められない。

したがって、本件情報は、本件治安警備の実施に係る情報のごく一部にとどまるものであると認められる。

(2) 類型ごとの検討

上記のとおり、本件情報自体は、本件治安警備の全体像を示すものではなく、これを公にしても、直ちに本件治安警備に係る警備態勢の全体が明らかとなるものではない。

しかし、本件情報を公にすることにより、本件治安警備に係る警備態勢の一端は明らかとなり得るので、本件情報を公にすることにより今後の警察活動に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるか否か、以下、情報の類型ごとに検討する。

ア 治安警備に従事する警察職員数等に関する情報について

実施機関は、本件情報を公にすることにより、治安警備に従事する警察職員数等を推測され、今後の警察活動に支障が生じるおそれがある旨主張していると認められる。

だが、本件情報を公にすることにより明らかとなる本件治安警備に従事する警察職員は、あくまでも総務課の職員に限られ、その人数も多数とは言えない。警備部その他の警備に係る事務を本務とする組織に属する職員に関する文書の場合とはともかく、本件情報を公にすることにより、本件治安警備に従事する全警察職員数を推測されるとは認め難い。

また、用務及び用務地等については、当審査会において本件行政文書を見分した結果によれば、具体的な従事内容や警備配置状況等が記載されているものではなく、治安警備に係る情報としてはなお抽象的又は断片的な記述に過ぎないものと認められる。

したがって、警備の計画若しくは要領又は警備部その他の警備に係る事務を本務とする組織に属する職員の旅行命令・依頼簿など、警備実施に係る具体的又は包括的な情報が記録されている、あるいは当該治安警備の中核を担う組織・職員に関する情報が記録されている行政文書に係る開示請求がなされた場合等は別として、本件情報に関しては、これを開示したからと言って、本件治安警備に従事する警察職員数等を推測され、今後の警察活動に支障が生じるおそれがあるとまで認めることはできない。

イ 治安警備に係る警備態勢構築時期に関する情報について

実施機関は、本件情報を公にすることにより、治安警備に係る警備態勢構築時期が推測され、今後の警察活動に支障が生じるおそれがある旨主張していると認めら

れる。

本件治安警備に係る警備態勢構築時期に関する情報とは、具体的には、本件情報のうち、「旅行命令・依頼簿」の旅行期間等（以下「旅行期間等」という。）であると認められる。

当審査会において本件行政文書を見分した結果によれば、旅行期間等は直ちに本件治安警備の開始時期又は終了時期を示すものではなく、また、旅行期間等を不開示にしたとしても、本件処分で開示された命令（依頼）年月日等をもとにこれを推測し得る場合があることが認められる。

さらに、諮問実施機関は、旅行期間等を公にした場合には警備体制の整っていない時期にテロ等の犯罪行為等が行われるおそれがある旨説明しているが、現実的な危険としてどのようなものが予想されるのかは明らかにされていない。

以上に加え、前述のとおり本件情報は本件治安警備に係る情報のごく一部にとどまるものであることを合わせ考えると、本件情報に関しては、これを開示したからと言って、本件治安警備全体の警備態勢構築時期が推測され、今後の警察活動に支障が生じるおそれがあるとまで認めることはできない。

4 結論

以上から、本件情報を公にすることにより今後の警察活動に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

よって、本件情報は、条例第7条第5号に該当しないので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成16年 6 月30日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成16年 7 月23日 (第97回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年 7 月26日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成16年 8 月18日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成16年 8 月24日 (第98回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年 9 月16日 (第99回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年10月13日 (第100回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年10月28日	・ 諮問実施機関からの意見書を受理した。
平成16年11月15日 (第101回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年12月13日	・ 諮問実施機関からの資料を受理した。
平成16年12月20日 (第102回審査会)	・ 諮問実施機関からの説明聴取を行った。 ・ 審査を行った。
平成17年 1 月19日 (第103回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 2 月16日	・ 審査請求人からの書面を受理した。
平成17年 2 月21日 (第104回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森大学社会学部助教授	
石岡 隆司	弁護士	会長
春日 修	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成17年3月1日現在)